

# 令和6（2024）年度栃木県愛鳥週間ポスターコンクール実施要領

## 1 目的

愛鳥週間（毎年5月10日～16日）普及啓発用の愛鳥週間ポスターの原画を広く県内の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校（特別支援学校、中等教育学校及び高等専門学校を含む。以下同じ。）の児童・生徒から募集し、その制作過程を通じて野鳥保護思想及び自然保護思想の高揚並びに情操教育に寄与することを目的とする。

## 2 共催

栃木県・栃木県教育委員会（事務局：栃木県環境森林部自然環境課）

## 3 応募資格

県内の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校の児童・生徒で18歳以下の者。また、定時制高等学校に在学中で19歳以下の者。

## 4 応募について

応募は1人1作品までとし、次のいずれかの方法で提出する。

※1人で1作品以上の応募をした者には、受付を行わない。

### （1）学校での応募

各学校において児童・生徒の作品を取りまとめ、作品送付表（別紙様式1）を添えて、下記提出先宛てに提出する。

※応募点数の制限は求めないが、校内審査等を実施することを妨げるものではない。

### （2）個人での応募

作品送付表（別紙様式1）を添えて、下記提出先宛てに提出する。

## 5 提出先及び提出方法

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県自然環境課（県庁舎本館12階）

郵送または持込み

※持込みの場合、受付時間は平日の午前9時から午後5時まで

## 6 提出期限

令和6（2024）年9月9日（月） 必着

## 7 作成要領

### （1）作成時期

愛鳥週間（5月10日～16日）中の作成を基本とする。

なお、今年度に描かれたもの以外は審査対象外です。

### （2）図柄

図柄は日本に生息する野鳥を対象とし、1の目的に沿ったものとする。

例）・自然の中で野鳥と人との交流をテーマとしたもの

・渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの

・野鳥の自然の姿をテーマとしたもの

- ・野鳥の保護活動をテーマとしたもの
- ・その他野鳥保護思想の高揚に役立つもの

※ 「日本に生息する野鳥」が対象のため、次のものは審査対象外となります。

- ・家禽（鶏、ひよこ、アヒル等）
- ・ペット（文鳥、インコ、オウム等）
- ・動物園などで飼われているイメージのもの
- ・日本には生息していない鳥類（クジャク、フラミンゴ等）

※ 「1の目的に沿ったもの」が対象のため、次のものは審査対象外となります。

- ・繁殖行動に影響を及ぼすような至近距離で巣を観察する等、野鳥保護の観点から推奨されないアングルで描かれたもの  
(人家のそばに営巣し繁殖するツバメなどの野鳥について、通常の距離で観察した育雛の様子を題材とすることは、問題ありません)
- ・野鳥を捕獲しているような内容のもの

### (3) 用紙

縦51cm～55cm、横36cm～40cm以内とし、必ず縦書き（用紙を縦長に使用）とする。  
（横書きは審査対象外）

### (4) 彩色

自由（クレヨン、パステル、水彩、コラージュ、貼り絵等いずれでも可。パソコンでの作品は不可）

### (5) 文字

作品には、必ず漢字で「愛鳥週間」の4文字のみを挿入。愛鳥週間と同じ意味の「Bird Week」（大文字・小文字は問わない）またはカタカナでの「バードウィーク」も可。ただし、小学校3年生以下は文字を入れなくてもよい。その他の文字は記入しない。なお、絵の中での風景としての看板などは構いません。

### (6) 記名

応募作品には、各欄を必記した応募票（別紙様式2）を、裏面右下に貼り付ける。

### (7) 作品

未発表のもので、創作に限る。写真等は参考の範囲にとどめ、参考にした資料がある場合は、その資料名を応募票（別紙様式2）に必ず記入する。

## 8 審査及び審査結果発表

### (1) 審査

栃木県、栃木県教育委員会、学識経験者等で構成する審査会において行う。

### (2) 発表方法

10月中旬頃、入賞者在学学校宛て通知するとともに、栃木県ホームページにより発表。

## 9 表彰

(1) 賞 (※ 入賞者には、賞状・記念品を贈呈する。)

優秀賞 9作品

入選 21作品以内

※ 入賞者は、氏名・学校・学年・作品画像をホームページ等で発表する。

(2) 全国コンクールへの出品

優秀賞作品の小・中・高等学校各3点以内計9点以内を全国コンクールに出品する。

## 10 その他

- ・応募作品の著作権は、すべて主催者に帰属するものとする。
- ・入賞作品は、本県における野生鳥類保護の普及啓発に関する事業に活用する。
- ・応募作品は、個人での応募分も含めて、市町を通じて学校宛てに返却する。ただし、全国コンクールにおいて、総裁賞に選ばれた作品は（公財）日本鳥類保護連盟で保管されるため返却しないものとする。